

令和6年3月29日
福島県保健福祉部社会福祉課

福島県災害義援金配分委員会の書面決議結果について

下記議題について書面決議した結果、令和5年台風第13号災害義援金の配分の対象と基準等を別紙のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- ・ 議 題 令和5年台風第13号災害義援金配分について

(別紙)

令和5年台風第13号災害義援金配分について

福島県災害義援金配分委員会は、令和5年台風第13号に伴う義援金について下記のとおり配分額を決定する。

記

1 配分地域について

災害救助法が適用された福島県内の2市

2 義援金配分額及び配分対象者（世帯）について

(1) 死者・行方不明者(1P)	1人当たり	125,600円
(2) 重傷者(0.5P)	1人当たり	62,800円
(3) 全壊（住家）(1P)	1世帯当たり	125,600円
(4) 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）（住家）(0.5P)	1世帯当たり	62,800円
(5) 一部損壊（準半壊）及び床上浸水（住家）(0.25P)	1世帯当たり	31,400円
(6) 一部損壊（10%未満）（床下浸水）（住家）(0.125P)	1世帯当たり	15,700円

※上記(1)～(6)の被害状況に応じて市へ枠配分とする。

市は枠配分された総額の範囲内で、地域の実態に則して独自に配分基準額を設定し配分することも可能とする。

3 義援金額

(1) 現在までに寄せられた義援金額（令和6年3月11日現在）

日本赤十字社	42,760千円
共同募金会	6,150千円
<u>県分義援金</u>	<u>31,693千円</u>
受入額計	80,603千円

(2) 配分原資 80,603千円

(3) 配分総額（予定） 80,557千円

(4) 残額（予定） 46千円 ((2)-(3))

4 市町村への配分時期

4月上旬	各市より配分に係る請求手続き
4月中旬～下旬	所要額を各市に交付
4月下旬以降	各市を通して被災者に支給